

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年10月3日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	野村MMF（マネー・マネージメント・ファンド）（確定拠出年金向け）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成28年1月22日から平成29年1月24日まで) 50兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年 1月21日付をもって提出した有価証券届出書（平成28年7月28日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます。）において、信託期間を平成29年5月31日までとする約款変更ならびに信託報酬の総額に関する約款変更のための法定手続きを行いません。それに伴い、原届出書を訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

## 第一部【証券情報】

## ( 1 2 ) その他

## &lt; 訂正前 &gt;

## 申込みの方法

受益権の申込みを行なう投資者は、販売会社所定の方法でお申込みください。

受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会(以下「連合会」といいます。)等に限るものとします。

お取扱い等について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

## 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## (参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## &lt; 訂正後 &gt;

## 申込みの方法

受益権の申込みを行なう投資者は、販売会社所定の方法でお申込みください。

受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行なう資産管理機関および国民年金基金連合会(以下「連合会」といいます。)等に限るものとします。

お取扱い等について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」

という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)

への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

#### 投資信託約款の変更について

投資信託約款の変更を平成29年1月24日適用で予定しております。

##### <投資信託約款の変更の内容>

・信託期間を平成29年5月31日までとする変更

・信託報酬の総額に関する変更

平成29年5月17日から平成29年5月30日までの信託報酬の総額は、計算日の信託報酬控除前の運用収益率に100分の25を乗じて得た率(現行の信託報酬率)に20分の1を乗じて得た率以内の率(年率。但し、下限は零とします。)を信託元本の額に乗じて得た額とします。信託終了日である平成29年5月31日の信託報酬の総額に関しては、収益等の合計額から経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した額(但し、下限は零とします。)とします。

##### <投資信託約款の変更の理由>

平成28年1月29日に日本銀行が発表した「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、当ファンドの主な投資対象市場である国内短期金融市場の利回り水準が低下し、当ファンドの運用方針に沿った運用の継続および商品性の維持が困難な状況であり、今後も同様の状況が継続し当ファンドの基本方針に則った運用を行なうことが困難になると懸念される状態であることに鑑み、当ファンドを早期に信託終了させることを予定しております。

加えて、信託終了日の前日が分配金の再投資にかかる取得申込日にあたり、償還価額は銭単位まで計算することとされていることから、円滑な償還金の支払いを行なうことを意図し、信託報酬の総額に関する約款の変更を予定しております。

なお、平成28年10月4日以降のお申込みにより取得された受益権については、投資信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございません。

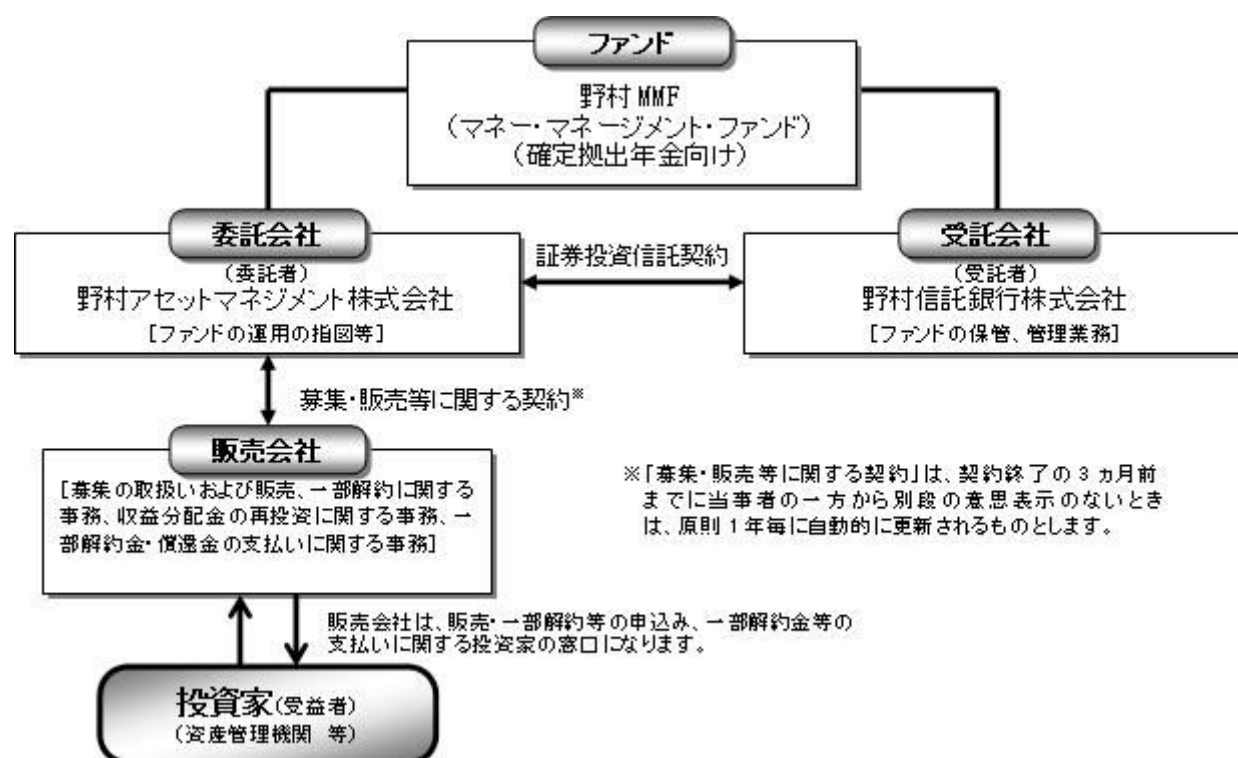
## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1 ファンドの性格

## (3) ファンドの仕組み

&lt; 更新後 &gt;



## 投資信託約款の変更について

投資信託約款の変更を平成29年1月24日適用で予定しております。

< 投資信託約款の変更の内容 >

- ・ 信託期間を平成29年5月31日までとする変更
- ・ 信託報酬の総額に関する変更

平成29年5月17日から平成29年5月30日までの信託報酬の総額は、計算日の信託報酬控除前の運用収益率に100分の25を乗じて得た率（現行の信託報酬率）に20分の1を乗じて得た率以内の率（年率。但し、下限は零とします。）を信託元本の額に乗じて得た額とします。信託終了日である平成29年5月31日の信託報酬の総額に関しては、収益等の合計額から経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した額（但し、下限は零とします。）とします。

< 投資信託約款の変更の理由 >

平成28年1月29日に日本銀行が発表した「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、当ファンドの主な投資対象市場である国内短期金融市場の利回り水準が低下し、当ファンドの運用方針に沿った運用の継続および商品性の維持が困難な状況であり、今後も同様の状況が継続し当ファンドの基本方針に則った運用を行なうことが困難になると懸念される状態であることに鑑み、当ファンドを早期に信託終了させることを予定しております。

加えて、信託終了日の前日が分配金の再投資にかかる取得申込日にあたり、償還価額は銭単位まで計算することとされていることから、円滑な償還金の支払いを行なうことを意図し、信託報酬の総額に関する約款の変更を予定しております。

なお、平成28年10月4日以降のお申込みにより取得された受益権については、投資信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございません。

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

#### <更新後>

好利回りの内外の公社債を中心に投資を行ない、余裕金はコール、割引手形などで運用し、安定した収益の確保をめざします。

#### [1] 元本の安全性に配慮した運用を行ないます。

残存期間が短い好利回りの内外の公社債やコマーシャル・ペーパーおよび金融商品等に投資します。

国債、政府保証付債券や投資適格格付を有する(長期格付でBBB格以上を有している(同等と判断されるものを含みます。))債券及び金融商品に投資します。

投資する有価証券または金融商品は残存期間1年以内のものとしします。

外貨建資産への投資については、その取引において円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限定します。

デリバティブ(先物取引、オプション取引、スワップ取引)の利用は、ヘッジ目的に限定し、有価証券等の価格変動リスクを回避するために用います。

株式には投資しません。

#### [2] ポートフォリオの構築にあたっては、以下の点に配慮し、分散投資を行ないます。

債券(国債、政府保証付債券を除きます。)の組入れは一発行体あたりファンドの純資産総額の10%を上限とします。

債券の満期構成については、流動性の確保を考慮し、分散投資を行ないます。

#### [3] 毎日決算を行ない、運用収益は原則として全額分配します。

公社債等に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分(前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの分)を

まとめ、原則として自動的に再投資されます。

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の受益者の場合、分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 3 投資リスク

<更新後>

#### 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [ 債券価格変動リスク ]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドは、信託期間について無期限から平成29年5月31日までに変更する約款変更の手続きを進めております。

手続きの結果、上記の約款変更が実施される場合には、平成29年5月31日に信託を終了（定時償還）することとなります。

当該償還の日までの運用においては、委託会社の判断により、償還を念頭に組入れ資産の資金化を図ってまいります。この結果、主要投資対象への投資比率は低下してまいります。

また、信託を終了しないこととなる場合には、ファンドの基本方針に則った運用の継続が困難となることも想定されるため、当初予定していた商品性を維持することが出来ない場合があります。

## 4 手数料等及び税金

### (3) 信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、信託元本の額に、計算日の「信託報酬控除前の運用収益率」に応じて、年10,000分の97.5以内の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、経過日数に応じて日割計上します。

「信託報酬控除前の運用収益率」とは、収益等（繰越利益金を除きます。）の合計額から経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した金額を、計算日における元本総額で除して得た率を年率換算したものをいいます。以下同じ。

計算日の「信託報酬控除前の運用収益率」	当該計算日の信託報酬率
年15%超のとき	年0.975%以内の率
年5%超15%以下のとき	運用収益率に100分の6.5を乗じて得た率以内の率
年1.3%超5%以下のとき	年0.325%以内の率
年1.3%以下のとき	運用収益率に100分の25を乗じて得た率以内の率 (但し、下限は零とします。)

上記の信託報酬の総額は、毎月最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、その配分については信託報酬率に応じて次の通りとします(全て元本総額に対する年率です。)

< 信託報酬率 >	< 委託会社 >	< 販売会社 > <sup>(注)</sup>	< 受託会社 >
信託報酬率 < 年0.325%のとき	信託報酬率 × $\frac{11.49}{32.5}$	信託報酬率 × $\frac{18.51}{32.5}$	信託報酬率 × $\frac{2.5}{32.5}$
信託報酬率 年0.325%のとき	(信託報酬率 - ) × $\frac{11.49}{30}$	(信託報酬率 - ) × $\frac{18.51}{30}$	0.025% ( )

(注) 販売会社の配分率には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を含みます。  
\* 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。

(注) 約款変更適用後(平成29年1月24日以降)は以下となります。

< 平成29年5月17日から平成29年5月30日まで >

信託報酬の総額は、ファンドの元本の額に、年0.975%以内の率(信託報酬率)を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。

信託報酬率
計算日の「信託報酬控除前の運用収益率」に100分の25を乗じて得た率に20分の1を乗じて得た率以内の率(但し、下限は零とします。)

「信託報酬控除前の運用収益率」とは、収益等(繰越利益金を除きます。)の合計額から経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した金額を、計算日における元本総額で除して得た率を年率換算したものをいいます。

ファンドの信託報酬は、毎月最終営業日または信託終了のときファンドから支払われます。  
支払先の配分については、下記の通りとします。

< 委託会社 >	< 販売会社 > <sup>(注)</sup>	< 受託会社 >
信託報酬率 × $\frac{11.49}{32.5}$	信託報酬率 × $\frac{18.51}{32.5}$	信託報酬率 × $\frac{2.5}{32.5}$

(注) 販売会社の配分率には消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。  
\* 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。

< 平成29年5月31日 >

信託報酬の総額は、収益等(繰越利益金を含みます。)の合計額から経費等(信託報酬を除きます。)の合計額を控除した額(但し、下限は零とします。)とし、当該計算期末に計上します。

ファンドの信託報酬は、毎月最終営業日または信託終了のときファンドから支払われます。  
支払先の配分については、下記の通りとします。



< 委託会社 >	< 販売会社 > <sup>(注)</sup>	< 受託会社 >
信託報酬の総額 × $\frac{11.49}{32.5}$	信託報酬の総額 × $\frac{18.51}{32.5}$	信託報酬の総額 × $\frac{2.5}{32.5}$

(注) 販売会社の配分率には消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

\* 税率等が変更された場合、上記とは異なる場合があります。

#### 支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	口座内でのファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

## 第2【管理及び運営】

### 3 資産管理等の概要

#### (3) 信託期間

< 訂正前 >

無期限とします(平成13年11月22日設定)。

< 訂正後 >

無期限とします(平成13年11月22日設定)。

(注) 約款変更適用後(平成29年1月24日以降)は以下となります。

平成29年5月31日までとします(平成13年11月22日設定)。